令和７年度　交通空白地域の新たな交通施策の調査及び導入準備業務

プロポーザル実施要領

１　目　 的

この実施要領は、「令和７年度　交通空白地域の新たな交通施策の調査及び導入準備業務（以下「業務」という。）」の受注者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するにあたり、先見的かつ柔軟な思考力、専門的な技術力及び経験を有する者から技術的かつ効果的な業務成果を生む手法の提案を募集し、最も適切なものを選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

２　業務の名称

令和７年度　交通空白地域の新たな交通施策の調査及び導入準備業務

３　業務の内容

本業務は、国土交通省の「交通空白」解消緊急対策事業を活用した単年度事業で、業務内容は、別紙「交通空白地域の新たな交通施策の調査及び導入準備事業仕様書」のとおり。

４　委託期間

契約締結日から令和８年２月27 日まで

５　委託上限額 金 10,000,000 円（税込）

６　スケジュール

（１）募集開始 令和７年６月20日（金）

（２）質問受付期限 令和７年６月27日（金）午後５時15分

（３）質問回答 令和７年６月30日（月）

（４）参加申込書受付期限 令和７年７月７日（月）午後５時 15分

（５）企画提案書受付期限 令和７年７月17日（木）午後５時 15分

（６）審　査（予定） 令和７年７月22日（火）

（７）結果通知(予定) 令和７年７月25日（金）

７　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

（１）久万高原町入札参加資格者名簿に登録されていること。

（２）久万高原町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しないこと。

（４）発注者の求めに応じて、仕様書に規定する基礎データ収集・分析等の業務が実施可能であること。

（５）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。

（６）以下に該当する者が役員の企業・団体でないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられている者

（７）次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっ　　ては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。） であると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

（８）宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

（９）民間企業、NPO法人、その他の法人（公益法人等）又は法人以外の団体等であって、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

（10）令和２年度以降、本業務と同種又は類似の業務を履行した実績を有する者であること。

８ 参加希望者等の確認

（１）提出書類及び提出部数

参加申込書（様式１）を１部提出すること。

（２）提出期間

令和７年６月20日（金）から令和７年７月７日（月）までの執務時間中（祝日を

除く月曜日から金曜日までの午前８時30分から午後５時15分まで）

（３）提出方法

持参又は郵送により、下記の「15 問合せ先・提出先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。なお、締切日の消印までは有

効とするが、締切日時までに到着しない見込みの場合は、事前に電話連絡を行うこと。

（４）その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式２）を提出すること。

９ 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

（１）受付期間

令和７年６月20日（金）から令和７年６月27日（金）午後５時15分まで

（２）受付方法

メールにより、下記の「15 問合せ先・提出先」宛てに質問書（様式３）を送信すること。（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

（３）回答方法

質問書に記載された担当者連絡先に対し、メールにより随時回答を送信する。

また、すべての質問及び回答内容は、参加申込締切日以降、参加申込があった者全員に対し、速やかに電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

10　企画提案の提出手続

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

（１）提出物及び提出部数

ア 企画提案書送付文・・・・・・・・・・・１部（様式任意）

イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・11部（様式任意）

〇Ａ４判、縦型、横書き、左綴じ（Ａ３折込可）、ページ数制限なし（着色可）

〇会社概要（会社の位置を含む。）

〇最近における同種又は類似の受託実績

〇仕様書「４ 業務内容」の作業スケジュール

〇業務実施体制

〇企画提案に関し有用な資格を有する技術者等の配置状況（なければ不要）

〇企画提案

〇その他企画提案をアピールする書類

ウ 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・１部（様式任意）

〇提案に必要な一切の経費を含めること。

エ イ、ウの電子データ・・・・・・・・１部

〇提出物の種類ごとにＰＤＦ形式でＣＤ－Ｒに保存すること。

（２）提出期間

令和７年６月20日（金）から令和７年７月17日（木）までの執務時間中（祝日を

除く月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時15分まで）

（３）提出方法

持参又は郵送により、下記の「15　問合せ先・提出先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。（締切日時必着）

（４）留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、町から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。

イ 提出された企画提案書は、返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者１者につき１回のみとし、複数の提案をすることはできない。

11　選定方法

（１）受注者の選定は、提案書類を審査し、全体を通して業務を最も適切に遂行できると判断される事業者１者を最優秀提案者として選定する。

（２）次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

（３）企画提案者が１者の場合であっても企画提案等の評価を行い、委託業者としての可否を審査する。

12　審査結果

審査の結果は、全ての提案者に書面で通知する。

なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

13　契約の方法

（１）委託契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、町と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

（２）別紙「交通空白地域の新たな交通施策の調査及び導入準備業務仕様書」は、最優秀提案者の企画提案内容によっては、町と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務内容の追加、又は修正する場合がある。

（３）最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。

14　その他留意事項

（１）企画提案書の作成及び提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。

（２）提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。

（３）提出された書類は、久万高原町情報公開条例（平成 16 年 8 月 1 日条例第 10 号） に基づく情報公開の対象となる。

15　問合せ先・提出先

　　〒791-1201　愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212番地

久万高原町役場総務課行革・政策係　担当者　丸山

　TEL0892-21-1112　FAX0892-21-2860

メール　maruyama-kenta@kumakogen.jp